社会問題とボランティアの公共性

入江幸男

1 はじめに

ボランティア活動は、ひとが社会問題に出会って、それを解決したいと考えることから、始まる。そこで、ボランティア団体(VO)にとって、社会問題についての公共的な議論を喚起することは、もっとも基本的な活動となる。ボランティア団体は、ある社会問題の解決を目的とする団体である。そして、会員の募集、活動への支援の呼びかけのためには、その問題についての意見(問題の現状、その原因、解決方法、などについての意見)を公表し、その意見についての賛同を人々に訴えなければならない。そもそも、ある人が、ある社会問題についての公共的な議論に訴えて、賛同者や支援者を集めることによって、はじめてボランティア団体は成立するのである。ところで、ボランティア団体は、そのように自らの意見を公共に訴えて、その結果集まった賛同者の活動そのものによって、問題を解決できる場合もあるが、団体自らの活動だけでは解決できないような問題の場合には、問題の解決のために世論や政府を動かす必要がある。この場合にも、ボランティア団体は、その意見を公共に訴えることになる。

このように、ボランティア活動は、つねに社会問題と公共の議論に深く関わっている。 以下では、これらの関係をより詳しく分析し、社会問題にかかわる様々なアクターの中 で、ボランティアおよびその団体の公共性の特質を明らかにしたい。まずは、社会問題 とボランティア活動の関係を確認することからはじめよう。

2 「社会問題」とボランティア団体との関係

「社会問題」というのは、困っている人の人数によって定義することもできないし、 社会にその原因がある問題というように定義することもできない。ここではとりあえず、 「社会全体の取り組みによってしか解決できない問題」と理解しておきたい。(注1)

「社会全体の取り組みによってしか解決できない」とは、その問題を解決するために、 法律などの共通のルールをつくったり、問題解決に取り組む組織をつくったりすること が必要になるということである。また場合によっては、従来のルールや組織が新しい問題に対応できなくなったときには、それらを修正したり廃止したりすることが問題の解 決方法になるだろう。社会問題とは、社会による広義の制度的な対応が必要な問題であ るということも出来るだろう。この場合の社会としては、問題の広がりに応じて、近隣 地域から、市や県などの地方公共団体、国をへて、地球の人類社会まで考えられる。現 代では、社会問題も、国境を越えてグローバル化しており、環境問題、南北問題、地域 紛争など、国家を超えた問題に人類社会全体で取り組まなければ解決できない問題であ るという意識が広まっている。

ところで、「社会問題」を「社会全体の取り組みによってしか解決できない問題」であると定義するとき、<ボランティア団体による問題への取り組みは、社会全体の取り組みとは言えないので、ボランティが取り組んでいるのは社会問題ではない>という指摘

が行われるかもしれない。しかし、そうではない。社会全体で取り組むと言っても、殆どの市民が取り組むこととか、行政が取り組むこととは限らない。ボランティア活動による問題への取り組みもこれに入る。確かに一つのボランティア団体の活動だけで解決できるような社会問題というものはないだろうし、もしそのような問題があっても、それはもはや我々の定義する社会問題ではないようにおもわれる。しかし、ある問題に取り組むボランティア団体ができると、同様の問題意識を持つ人たちが、同様の団体を各地に立ち上げるということが起こる。このようにして沢山のボランティア団体が社会の中に出来上がり、それらの活動によって、社会問題が解決されるということがある。このような取り組みもまた、「社会全体による取り組み」と呼んでもよいだろう。

ある問題を、自分がその一員である社会の問題として認知することによって、彼はその社会の一員として自己を認知するのである。ひとは、社会問題の認知によって、社会人ないし市民になるのだと言える。同様のことがまた、社会的共同体についても妥当し、社会問題によって社会全体の取り組みが要請されるところから、社会問題には、それに取り組む一つの主体としての共同社会を構築する機能があると言える。ただし、多数のボランティア団体の活動によって解決できるような問題の場合には、社会問題が社会のある種の共同性を構築するとしても、一つの主体としての社会を構築するとは限らない。社会の構成原理を考えるときに、この点が、ボランティア団体の重要な特徴になるように思われる。

3 <社会問題>の社会的機能

ここでは、ボランティア活動を社会の中に位置づけるためにも、<社会問題>が社会の中でどのように機能しているのかを、確認しておこう。我々は社会問題を左の図のように位置付けることが出来るだろう。

まず、社会的出来事と社会問題の関係について。 ある社会的出来事は、社会問題の現れ、一事例と して「解釈」されたり、「説明」されたりする。逆 に、社会的出来事は、ある社会問題があることを 確かに示す「証拠」となる。

ここで、<社会的出来事・社会現象>と<社会問題>を点線の四角形で囲んであるのは、これらが別の現象ではなくて、同一の現象の異なる捉え方だからである。これに対して、<社会問題>と<社会運動>と<社会制度>の3つは社会を構成する、別の現象であって、単なる見方の違いなのではない。

さらにいえば、社会の中のすべての出来事が、つねに社会的出来事であるわけではない。ある出来事を「社会的出来事」として捉えることは、すでに一つの「解釈」である

(注2)。また、ある出来事を、単なる個人的な出来事とか私的な出来事としてとらえる のも一つの「解釈」である。たとえば、最近語られ始めた「ニート」(NEET= "Not in Employment, Education or Training"の略語で、英国の労働政策の中から生まれた言葉 だといわれる。「無業者」ともいう)について考えてみよう。この出来事は、当初は単に 個人的な出来事と見なされたことだろう。しかし、類似の出来事が多く観察されるよう になると、それはある「社会現象」として理解されるようになる。そして、「社会現象」 として捉えられることによって、それは「社会的な出来事」として解釈されるようにな る(もちろん、ある出来事が社会的出来事として解釈されるときに、それが頻出して見 られる「社会現象」として解釈されるということを常に介するわけではない)。また「社 会現象」や「社会的出来事」のすべてが、問題を孕んだ困った出来事であるとは限らな い。しかしこれが問題を孕んだものと理解される場合、この「社会的出来事」は、「社会 問題」の一事例として理解されるようになる。「ニートの増加」は、最近社会問題として 認知され始めている。すべての社会問題は、具体的に誰かある人(人々)が困窮すると いう社会的出来事として現象するはずである。この「ニート」の場合には、その当人や 家族が常に困っているとは限らない。しかし、もし多くの場合に当人も家族も困ってお り、しかもその解決には何らかの社会的な取り組みが必要だと考えられているのだとす ると、それは「社会問題」として「解釈」され、「社会的に構成」されていくのである。 次に社会問題と社会運動の関係を説明しよう。社会問題とその解決方法についてのあ る信念が一般的に広まると、その解決の実現を求める社会運動が起きる。大きな事件や 災害など一回の社会的出来事が、社会運動を活性化するきっかけになるということもあ るが、その場合にも、その社会的出来事が社会問題の現れとして解釈され、その解決方 法についての信念が共有されるということが必要である。こうして社会問題は、社会運 動の「原因」となる。逆にいうと、社会運動は、社会問題によって「正当化」されるこ とになる。社会運動は、①ある問題が社会問題であることの認知をもとめる活動、②社 会問題の解決のための直接的な活動(災害救援など)、③社会問題の解決方法を政府や企 業などに政策提言する活動、などに区別することが出来る。ところで、これら①②③に 関して、人々の合意が得られるとは限らない。ある現象を社会問題として認めない人も いれば、解決方法に反対の人もいるだろう。そのとき、この考えの対立自体が、深刻な 社会問題となることもありえる。(このような場合に、公共の議論が必要になるが、これ については後で論じる。)

さて、社会運動と社会制度はどのようにかかわるのだろうか。社会運動は、社会問題の解決の為にある制度の創設や改廃を目標にするということがある。しかし、社会運動の中には、制度の創設・修正を目標にしないものもある。たとえば、災害救援のボランティア活動のように、運動そのものが、社会問題の解決である場合がある。したがって、社会運動がすべて社会制度の創設・改廃へ向かうとはかぎらない。また、社会問題は、いわゆる社会運動を経由せずに、直ちに社会制度の創設・改廃によって解決される場合もある。ところで、社会運動が、社会問題によって「正当化」されるのと同様に、社会制度は、社会問題の解決策としてのみ「正当性」を獲得することができる。ある社会運動自体が別の社会問題を引き起こすことがあると述べたのと同様に、従来の社会制度自体が、社会の変化のために、社会問題の解決のために適切に機能しなくなるということ

や、別の社会問題を引き起こすということもありえる。この場合には、社会制度は「正 当性」を失ったということであり、その制度の修正や廃止が「正当化」されることにな るだろう。

4 グローバルな社会問題への取り組み

ところで、現代社会のグローバル化のなかで、社会問題もまたグローバル化しているといわれる。では、グローバルな社会問題とは、どのようなものだろうか。世界の多くの国で生じている社会問題であるとしても、それだけではグローバルな問題であるとはかぎらない。なぜなら、財政赤字や、社会の高齢化や、政府の腐敗が、多くの国で社会問題になっているとしても、それはグローバルな問題ではない。逆に、一地域の民族紛争であるとしても、その解決のためにグローバルな取り組みが必要だとすれば、それはグローバルな社会問題だといえるだろう。このように、グローバルな社会問題とは、その解決のためにグローバルな社会の取り組みを必要とする問題である。

このグローバルな社会問題は、その解決のためのグローバルな社会運動を呼び起こすだろう。一国内の社会問題の場合と同様に、グローバルな社会運動によって、直接に問題が解決する場合もあるだろうし、また社会運動が、その問題解決のためのグローバルな制度づくりや制度の変更の原因となることもある。

グローバルな社会問題を解決するためのグローバルな制度としては、国連などの国際機関、国際規約などのルール、国際的なNGOなどがある。NGOは、問題解決のための制度であるとともに、社会運動のアクターでもある。(将来、グローバルな社会問題を解決するために、グローバルな共同体が作られる必要があるかどうか、それはまだわからない。)

さて、グローバルな社会問題も含めて社会問題が、その解決のために大勢の取り組みあるいは社会の組織的な取り組みが必要な問題であるとすれば、問題への取り組みのためには、その社会問題の認知やその解決策についての社会的な合意が必要であり、そのための社会的な議論が必要になる。では、この種の議論は、どのように行なわれるべきであろうか。この問題は、社会的な議論の空間としての「市民的公共性」の問題と関連する。

5 「市民的公共性」とは何か

「公共性」概念については、H. アーレントや J. ハーバーマス以来多くの議論が重ねられてきているが、それを総括する余裕も力もないので、ここでは、伝統的な共同体を原理にした「共同体的公共性」と対比して、個人を基礎にした「市民的公共性」の概念を次のように定義して(注3)、議論を進めたい。市民的公共性とは、次の二つの条件を充たす社会的な議論の空間である。

- ①誰でも参加できるという公開性
- ②自由な理性的討論
- ①は、討論がすべての人々に開かれているということであるだろう。これを逆にいえば、他の集団や領域に属している者が、境界を越えて討論に参加することができるということである。この公開性(越境性)は、後で言及する市場メカニズムにも共通する普

遍的な条件である。

②は、どのような事柄も自由に理性的に討論するということである。これを明確に主張したのは、カントである。「理性の公共的使用とは、ある人が教養人として読書界の全公衆を前にして彼自身の理性についてなす使用を意味している。私のいう理性の私的使用とは、或る人が彼に委託されている市民的地位あるいは公職において彼の理性についてなすことを許されている使用のことである。」(注4)カントは、将校、財務官、聖職者が職務をおこなっているときには、彼らは自由に討論することを許されておらず、命令や規則に服従しなければならないので、彼らは理性を私的に使用しているという。もちろん、彼らも一人の教養ある市民として、自由に討論するときには、公共的に理性を使用していることになる。

①公開性と②自由な理性的討論を充たした議論の場で、議論される内容が、政治的な価値に関するものである場合には、それを「政治的公共性」とよび、文芸に関するものである場合には、「文芸的公共性」とよび、学問に関するものであるときには「学問的公共性」と呼ぶことが出来るだろう。ヨーロッパにおいて近代科学革命が可能になった背景には、この「学問的公共性」の成立があったといわれている。(注5)

6 社会問題に関する二種類の議論――理性的な討論と利害調整の協議

社会問題の解決策を議論するときには、まず理性的な討論が行なわれる。この理性的な討論においては、誰でも平等に討論に参加することが出来る。この理性的な討論においては、討論参加者自身がどのような利害関係の持ち主であるかは、どうでもよいことであり、彼の発言内容だけが問題である。

しかし、理性的な討論によって一つの答が得られる社会問題は、むしろ非常に少ないと考えられる。そして、それにも関わらず何らかの合意が必要である場合には、その問題の利害当事者が「協議(deliberation)」によって決定するしかないだろう。この「協議」には、誰でも参加できるというわけにはゆかない。これに参加できるのは、協議の結論がもたらす帰結を引受けることになり、またその帰結に責任を持つことができる問題の当事者に限られるべきであろう。「協議」とは、理性的な討論によっては答が出ないが、しかし何らかの答を出す必要があるときに、利害当事者が「思慮(prudence)」にもとづいて行なう議論である。

ただし、最終的には協議によって決定するしかない問題であっても、その過程において理性的な討論が果たすべき役割はある。例えば次のようなものである。

- ①理性的な討論でどこまで決定できるか、逆に言うと協議で決めるしかないこと は何か、については、実際に理性的に討論してみなければ分からない。
- ②協議で決めるしかない場合に、誰がその協議に参加する資格を持つのか、を決定するのは、理性的な討論によらねばならない。
- ③理性的討論によって一つの答えを出すことが出来ないとしても、答えの範囲を 限定出来る場合がある。
- ④理性的な討論によって限定された答えの範囲の中で、さらに答えを絞るための 指標の一部について、理性的な討論によって評価ができ、より適切な選択が可 能になる場合がある。

このように、理性的な討論の適用範囲には限界があるが、しかしそれが適用できる限りにおいては、我々は、理性的な討論およびその結論を尊重すべきだと考えるだろう。 しかし、このような市民的公共性の概念について、他方ではラディカルな批判がなされている。そこで、まず「市民的公共性」概念の本質的な欠陥について確認しておこう。

7 市場と公共性の欠点

市場と公共性は、そのコミュニケーションメディアについては、貨幣と言語というように異なっているが、しかし公開性という点では共通であり、よく似た制度である。おそらくは、市場社会を前提して初めて市民的公共性が成立し得たのである(注6)。したがって、公共性は、市場メカニズムの欠点とよく似た欠点を持つ可能性がある。まず、市場メカニズムの欠点を確認しておこう。

(1) 市場メカニズムの欠点

市場では、商品を売れなかった者は、損害を被る。つまり、売った者と買った者は、互いに合意の上で売り買いしているのだが、しかしそこには常に、売ろうとして売れなかった者、買おうとして買えなかった者が存在する。(注7)そして、彼らは損をすることになる。このことは、予め了解し合った上での自由競争の結果であるので、競争に勝った者は、負けた者に対して、法的にはもちろん道徳的にも負い目を感じる必要がない、というシステムである。もし、そのようなゲームに参加すること自体が悪いのだとすれば、そのようなルールを知った上で参加したのだから、ゲームに勝った者だけでなく負けた者もまた同じように悪いということになる。ところで、確かに我々はそのようなゲームのルールを了解して参加している。しかし、そのようなゲームに参加したいと思って参加しているのだとは限らない。そのようなゲームに参加したくないと思っても、参加しなければ生活できないとすれば、参加せざるを得ないだろう。このように仕方なくゲームに参加した者に対しては、ゲームのルールを了解した上で参加したのだから、仮に損害を被ったとしてもそれは自己責任である、とは言えないだろう。

自由主義は、市場社会の中で生まれるべくして生まれた思想である。しかし、上のように考えるとき、市場は自由主義の原則である「他者危害の原則」に反していることになる。しかし人々は、市場メカニズムと自由主義の原則が矛盾するとは思っていない。その理由は、何が他者危害であるかを決めるのが、法であるということにある。自由主義社会の法は、市場取引が他者に危害をもたらすとは見なさない。なぜなら、歴史的には、市場取引を正当化するために、全ての人に所有権が認められたのであり、近代の人権および法(権利)は、この所有権を基本に考えられているからである。人権はもともと市場取引と両立するようなものとして構想されたものなのである。それゆえに、この市場での取引がく人権侵害>とみなされるはずがないのである。しかし、実際には、上に見たように市場は「他者危害の原則」に反している。このような市場の欠陥は、それとよく似た構造を持つ公共性にも、本質的な欠陥があることを示唆している。

(2) 市場の欠陥とよく似た公共性の欠陥

市場では、一定のルールに従った競争において、自分が利益を得て、そのために(意

図するにせよ、意図しないにせよ)他者に損害を与えることが、許されている。これと似たことが、市場と同じように、公開性を本質とする公共性に関しても、妥当するのではないだろうか。つまり、そこでは、議論の内容だけが評価の対象になるので、うまく議論できない人の意見は評価されない。議論の能力の無い人、議論の能力の劣る人など、「言説の資源」(経済力、教育を受ける機会、情報の収集・分析・発信の能力、自由時間、専門的な知識、話し方や書き方の作法、マジョリティ集団の言語の運用能力、など)(注8)の乏しい人は、そもそも議論に参加できなかったり、参加しても負けてしまったりする。市場における売買にせよ、公共の議論にせよ、自由競争が正当であるためには、参加の自由と、機会の平等が保障されていなければならないはずである。もしそれらを保障できないのだとすれば、結果の不平等は正当性を持たないはずであり、それゆえに、現実に既にある結果の不平等を緩和する仕組みが必要だろう。

公共性に関して、このような欠陥を緩和する仕組みとして、どのようなものが考えられるだろうか。その一つの案は、ナンシー・フレイザーが提案した、対抗的公共圏を作るということであろう。しかし、斉藤純一が指摘するように、これは利害の共通するもの達の共同体になってしまう可能性がある。(注9)もう一つの案は、代弁者を確保することであろう。一方では、確かにボランティアと科学者は、社会問題に関するこのような欠陥を持った公共的な議論の中心的な担い手である。しかし、他方では、ボランティアと科学者は、公共性の欠点を補うための代弁者ともなりうるではないだろうか。

では、ボランティアと科学者は、公共的な議論の担い手ないしその欠点を補うための 代弁者としてどのように振舞うことができるのであろうか。ただし、両者の間には、大 きな違いがあるのではないだろうか。これを考えるときに、検討しておかなければなら ないことは、「価値自由」という科学者の規範である。

8 学問的公共性と価値自由

(1)価値自由論の修正

M. ウェーバーは、社会科学の方法論として、〈科学の立場で価値を主張することはできず、価値判断は個人の決断に委ねられる事柄である〉と考えた。ただし、彼はもちろん、社会の中で人々が行っている価値判断について記述することを認めたし、またある価値判断を前提するとき、どのような事柄が帰結するかなどを議論すること(価値議論)は、可能であると考えた。また科学がある問題を課題とすること自体が、すでに一定の価値に基づいていることも認めていた。しかし彼は、理論形成自体が価値判断から独立に可能である、と考えたように思われる。この最後の点の主張が科学者の守るべき「価値自由」の実質的な主張であったのだが、その後の議論では、理論形成においても、論者の価値判断の影響があることが指摘され、批判されてきたようである(注 10)。私もこのようなウェーバー批判は正しいと考える。

しかし、「価値自由」を主張するときにウェーバーが上のこと以上に重視したことは、 事実判断と価値判断を混同せず常に厳密に区別する、という科学者の「知的誠実性」の 要求であった。仮に理論形成において価値判断の影響があるとしても、研究においてそ のことを明示するならば、また、その価値判断自体が科学において論証できない仮定に とどまる、ということを明示するならば、ウェーバーの立場は基本的に維持できると言 えるだろう。

そうすると、この修正された価値自由の主張は、以下のような主張になるであろう。

- ①価値判断に基づかないで科学研究を行うことはできないが、その価値判断を事実判断と区別して常に明示することができるし、またすべきであること、
- ②価値判断について議論することは出来るが、それを最終的に科学で論証することは 出来ないので、科学においてはその価値判断は、議論における仮定として明示すべきこと、
- ③究極的な価値判断は、個人の決断に委ねられること。

(2) 価値自由と公共性の関係

では、このような修正された価値自由の立場に立つ社会科学者が、市民とともに社会問題について公共的な議論に参加するとき、何ができるだろうか。

社会問題の解決に取り組んでいる市民は、彼の価値判断にもとづいて、問題点の指摘、解決方法の提案を行うだろう。それに対して、科学者は、ある価値判断を前提するならば、しかじかの事態が問題となること、そしてその解決方法について、どのようなものがありうるか、どのような価値観を前提すれば、どの解決方法が、より優れたものだということになるか、などを主張することができる。時には、それは特定の価値にコミットしない科学者の立場としての発言であることによって、逆に説得力をもつことになるかもしれない。

ところで、異なる価値観を持つ二人の市民が、同じ社会問題について、別の見方をおこない、また問題解決方法についても、別の提案を行ったとしよう。この二人の市民の論争に対して、科学者はどちらにもコミットすることは出来ない。科学者に出来ることは、それぞれの価値判断を前提したときに、そこから客観的に何が帰結するかを示すことだけである。これに対して、ボランティアならば、一方の価値にコミットして、発言することができるだろう。

ただし、純粋に理性的な討論を行う限りは、科学者が論証できない価値判断について、本来ならば、当事者もボランティアもまた理性的に論証し得ないはずである。つまり、理性的な討論に関しては、科学者が「価値自由」の制約を持つとしても、実質的な制約とはならないはずである。むしろ、科学者は、当事者やボランティアの主張する価値判断の論拠を問いただし、それを問題とすることができるだろう。

「価値自由」が実質的な制約となるのは、協議の場面である。

(3)価値についての個人的決断から関係者による協議へ

上に見たように、理性的な討論で答えが出せる問題は、実際には数少ない。つまり実際には、多くの社会問題について、利害当事者たちの協議が必要である。そして、その協議が公正であるためにも、協議の中で理性的な討論が一定範囲の中で有効に展開されなければならない。ただし、協議においては、理性的な討議の場合と異なり、当事者たちによる価値判断の主張が行われる。それらが論証できないものであったとしても、それらの価値判断は、協議の場では尊重されるべきである。

このような協議の場において、ボランティアは一方の当事者の利害や価値判断にコミ

ットして、彼らをサポートすることができるだろう。では、科学者は、協議の場での価値判断について、どのように振舞うべきだろうか。

ウェーバーの立場は、上のように修正したものであっても、価値判断を個人の決断に委ねるというものであった。つまり問題を、科学が客観的に議論できる事柄と、個人の決断に委ねられるべき究極的な価値の問題、に分けるものである。しかし、価値判断についての、理性的で客観的な議論が不可能であるとしても、そこから直ちに、価値判断は<個人の決断>に委ねるしかない、ということにはならないはずである。全く私的で他者の利害に関わらない事柄であれば、個人の決断に委ねてよいかもしれないが、他者の利害に関わるような事柄については、個人の決断に委ねるだけでは、問題を解決することはできない。そして、社会問題はまさにそのような問題である。社会問題に関して、究極的な価値の問題は、関係する当事者たちと協議すべき問題である。そこでは、科学者もまた、<一人の市民として>あるいは<一人のボランティアとして>その協議に参加することになるだろう。

つまり、純粋な理性的な討論の場では、ボランティアも科学者も、マイノリティのための代弁者となりうる能力において違いはないが、しかし協議の場では、科学者は<ー市民として>あるいは<ボランティアとして>のみ、マイノリティの立場にコミットできるのである。

ウェーバーの時代は、究極的な価値判断についての争いが苛烈であった(ウェーバーは、これを「神々の争い」と呼んでいた)ために、「公共性」(公共的な理性的討論)という概念が、無効だと思われていた時代であった。しかし現代は、一方では知の基礎付けや価値の原理主義が無効となり、他方では個人の決断もまた「私的言語」として否定されるという、思想状況にあるために、「公共性」の概念に希望が託されている時代である。その「公共性」の欠点を補い、希望を繋ぐためにも、ボランティアの公共性が重要なのではないだろうか。

注

- (1)「社会問題」の定義については、拙論「社会問題とコミュニケーション」(入江・霜田編『コミュニケーション理論の射程』ナカニシヤ出版、2000年3月発行、所収)の参照を乞う。
- (2) これは、国立民族学博物館での研究会「運動の現場における知の再編」(2004 年 9 月) で発表した折に、沼崎氏から指摘いただいたことである。
- (3) 「市民的公共性」概念については、拙論「ボランティアと公共性」(『ボランティア学研究』創刊号、国際ボランティア学会発行、2000年 10月発行、所収)の参照を乞う。
- (4) Kant I., Was ist die Aufklaerung?, 1784. カント「啓蒙とは何か」『カント全集』 第13巻、理想社、1988年、p.41 (訳語を少し修正)。
- (5) 望月太郎「デカルトにおける公的なものと私的なもの」日本倫理学会編『倫理学年報』第45集、1996年、pp. 49-64。
- (6) 市場と市民的公共性の近親性については、前掲拙論「ボランティアと公共性」の参照

を乞う。

- (7) 市場がかかえるこの欠陥については、大庭健『所有という神話』岩波書店、2004年、 第2章を参照。
- (8)「言説の資源」については、斉藤純一『公共性』岩波書店、2000年、p.9-12を参照。
- (9) 対抗的公共圏については、Fraser,N., Rethinking the Public Sphere, in Calhoun,C.(ed.), *Habermasn and the Public Sphere*, The MIT Press, 1992 および、阿部潔『公共性のコミュニケーション』(ミネルヴァ書房)の「第5章 公共圏議論の転回」、を参照。またこれについての危惧については、斉藤純一、前掲書、p.16を参照。
- (10) このような価値自由論への批判と修正は、ドイツ社会学会の第十五回大会での「社会科学の価値自由と客観性」に関する討論での J.ハーバーマスと P.ロッシの発言に基づくものである。参照、O.シュタマー編『ウェーバーと現代社会学 上』出口勇蔵訳、木鐸社、1976 年、pp. 124、145-148。

追記:これは、拙論「グローバル化の中での社会問題と公共性」(文部科学省、科学研究費補助金(基盤研究(B)(2)課題番号14310004)の研究報告書『哲学概念としてのグローバリゼーションとローカリゼーション』2005年3月発行所収)をもとに加筆したものである。

(いりえゆきお 大阪大学大学院文学研究科教授)

*下の図を p.2 の空白のところに入れたいのですが、うまく行かないので、印刷会社に依頼してもらえないでしょうか。それと、この図の「社会的出来事・社会現象」と「社会問題」の二つの四角を囲っているより大きな四角形を点線ないし破線にしたいのですが、それもどうもうまくできないので、大変申し訳ないですが、印刷会社に依頼してもらえないでしょうか。

